

(証券コード1826)
2023年6月5日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社
代表取締役社長 土屋 三幸

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第74回定時株主総会招集ご通知」および「第74回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.sata.co.jp>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「佐田建設」、または証券コードに「1826（半角）」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

《東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席いただく場合、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

-
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第19条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・ 連結注記表
 - ・ 個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止とさせていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な安定配当を基本方針とし、経営環境の変化や事業展開に必要な投資に備えるため、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し業績に応じた利益還元を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき26円

配当総額 397,990,606円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業展開に対応するため、現行定款第3条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第2条 （条文省略） （目的） 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～11. （各号省略） （新 設） <u>12.</u> 前各号に附帯関連する事業	第1条～第2条 （現行どおり） （目的） 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～11. （現行どおり） <u>12.</u> 労働者派遣事業 <u>13.</u> 前各号に附帯関連する事業
第4条～第45条 （条文省略）	第4条～第45条 （現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つちやみゆき 土屋三幸 (1956年8月13日生)	1980年4月 当社入社 2010年6月 当社建築本部工事部工事課工事次長 2012年6月 当社リニューアル本部リニューアル部長 2013年12月 当社建築本部工事部第一工事部長 2015年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現在） 【取締役候補者とした理由】 土屋三幸氏は、2018年から当社の代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、持続的な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。	21,444株
2	ほしのかつゆき 星野克行 (1959年1月19日生)	1979年4月 当社入社 2009年4月 当社大阪支店土木部長 2014年7月 当社土木本部土木推進部長 2016年6月 当社執行役員土木本部土木推進部長 2017年6月 当社執行役員土木本部統括部長 2018年6月 当社取締役土木本部長（現在） 【取締役候補者とした理由】 星野克行氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2018年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	25,973株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	あら い きよ ひこ 荒 井 清 彦 (1957年4月25日生)	1982年4月 当社入社 2010年6月 当社経営企画部次長 2011年7月 当社経営企画部長 2013年6月 当社経営企画部長兼秘書室長 2016年6月 当社常勤監査役 2020年6月 当社取締役経営企画室長（現在）	13, 153株
		【取締役候補者とした理由】 荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験に加え、2016年から当社の常勤監査役としての知識・経験を有し、当社事業内容に精通しており、2020年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	
4	なか お のぶ よし 中 尾 信 芳 (1956年11月9日生)	1977年4月 当社入社 2013年12月 当社建築本部リニューアル部長 2015年6月 当社建築本部工事部第一工事部長 2016年6月 当社執行役員建築本部工事部第一工事部長 2017年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部工事部長 2018年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2019年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 2021年6月 当社取締役建築本部長（現在）	8, 288株
		【取締役候補者とした理由】 中尾信芳氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2021年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	狩野純公 (1959年2月8日生)	1982年4月 当社入社 2008年6月 当社東京支店副支店長 2009年4月 当社東京支店第一営業部次長 2011年6月 当社東京支店営業部長 2017年6月 当社執行役員東京支店長 2021年6月 当社常務執行役員東京支店長 2022年6月 当社取締役営業本部長（現在）	8,113株
		【取締役候補者とした理由】 狩野純公氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、2022年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	
6	※堀内金弘 (1963年11月16日生)	1982年4月 当社入社 2011年6月 当社管理本部財務部次長 2018年10月 当社経営企画部長兼秘書室長 2020年6月 当社管理本部財務部長 2021年6月 当社執行役員管理本部財務部長（現在）	5,855株
		【取締役候補者とした理由】 堀内金弘氏は、当社の経営企画部門と管理部門における豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	とみ おか まさ あき 富 岡 政 明 (1955年10月12日生)	1984年12月 社会保険労務士登録（現在） 1986年3月 行政書士登録（現在） 1999年6月 富岡労務管理事務所代表社員（現在） 2006年11月 特定社会保険労務士登録（現在） 2018年6月 当社取締役（現在） 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 富岡政明氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また、特定社会保険労務士、行政書士として専門的な知識・経験を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が再任された場合には、専門的見地から、経営判断、意思決定に必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。	0株
8	※ かつら がわ しゅう いち 桂 川 修 一 (1958年2月25日生)	1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年8月 公認会計士登録（現在） 2020年7月 桂川公認会計士事務所所長（現在） 2022年4月 南青山監査法人代表社員（現在） 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 桂川修一氏は、公認会計士として専門的な知識・経験を有しており、当社はその経験・能力を高く評価しています。専門的見地から、当社意思決定の適正性を確保するために必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 富岡 政明、桂川 修一の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
富岡 政明氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
富岡 政明氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、桂川 修一氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

6. 当社は富岡 政明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、桂川 修一氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	当社における地位	企業経営	営業	技術・品質	財務・会計 ・税務	法務・コンプ ライアンス・ リスク管理	人事・労務
取締役	土屋 三幸	代表取締役社長	●	●	●		●	●
	星野 克行	取締役土木本部長	●	●	●			
	荒井 清彦	取締役経営企画室長	●			●	●	●
	中尾 信芳	取締役建築本部長	●	●	●			
	狩野 純公	取締役営業本部長	●	●				
	堀内 金弘	取締役管理本部長	●			●	●	
	富岡 政明	社外取締役						●
	桂川 修一	社外取締役				●		
監査役	渡邊 秀幸	常勤監査役		●			●	
	丸山 和貴	社外監査役					●	
	木部 和雄	社外監査役	●					
	増田 順一	社外監査役				●		

※上記一覧は、取締役および監査役が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末における取締役8名（うち社外取締役2名）および監査役4名に対し、役員賞与総額1,970万円（取締役分1,470万円、社外取締役分140万円、監査役分360万円）を支給することといたしたいと存じます。なお、当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しており、その概要は事業報告22から23ページに記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであり相当であると判断しております。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額15百万円以内、監査役の報酬額を月額3百万円以内、また別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対し、2020年6月25日開催の第71回定時株主総会において、年額36百万円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢を勘案するとともに、機動的な報酬政策の運用、企業価値のさらなる向上の実現に向けて、報酬額の定めを月額から年額報酬に改定させていただきたいと存じます。

報酬額につきましては、取締役の報酬額を年額180百万円以内、監査役の報酬額を年額36百万円以内に、それぞれ改定させていただきたいと存じます。取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといたします。

なお、当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は従来どおり年額36百万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は事業報告22から23ページに記載のとおりであります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であり、第3号議案が承認可決されますと取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）となります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による規制が徐々に緩和され、社会経済活動も緩やかに持ち直しが見られましたが、ウクライナ情勢などの地政学リスクに加え、資源価格の上昇、急激な円安の進行など、先行き不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移しているものの、民間設備投資は原材料価格の高騰などもあり先送り傾向が見られ、また建設技術者・技能労働者の担い手確保、労務・原材料価格の上昇など、依然として厳しい経営環境となりました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、工事の発注時期のずれ込みや価格競争等により、土木関連90億7千4百万円(前期比16.0%減)、建築関連151億6千万円(前期比12.9%減)、兼業事業4億5千4百万円(前期比16.9%増)となり、合計で前期と比べ39億1千4百万円減少し246億8千9百万円(前期比13.7%減)となりました。

売上高は、土木関連115億6千4百万円(前期比10.7%増)、建築関連181億2百万円(前期比14.4%増)、兼業事業4億5千4百万円(前期比16.9%増)となり、合計で前期と比べ34億6千万円増加し301億2千1百万円(前期比13.0%増)となりました。

繰越高は、土木関連54億2千3百万円(前期比31.5%減)、建築関連85億8千8百万円(前期比25.5%減)となり、合計で前期と比べ54億3千1百万円減少し140億1千1百万円(前期比27.9%減)となりました。

営業利益は、原材料費等の高騰による採算悪化はあるものの大型工事の採算改善等により、前期に比べ10億8千2百万円増加し18億2千3百万円(前期比146.0%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ10億9千3百万円増加し18億3千3百万円(前期比147.8%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の計上による法人税等調整額△1億9千8百万円の計上等により、前期と比べ9億7千万円増加し13億2千5百万円(前期比272.8%増)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連77億7千1百万円(前期比20.6%減)、建築関連117億7千4百万円(前期比12.4%減)、兼業事業4億5千8百万円(前期比22.5%増)となり、合計で前期と比べ35億9千9百万円減少し200億5百万円(前期比15.2%減)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連39.8%、建築関連60.2%であり、発注者別比率では、官公庁工事42.5%、民間工事57.5%であります。

売上高は、土木関連102億9千1百万円(前期比9.4%増)、建築関連145億4千万円(前期比

23.1%増)、兼業事業4億5千8百万円(前期比22.5%増)となり、合計で前期と比べ36億9千2百万円増加し252億9千万円(前期比17.1%増)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連41.4%、建築関連58.6%であり、発注者別比率では、官公庁工事45.3%、民間工事54.7%であります。

繰越高は、土木関連53億1千9百万円(前期比32.1%減)、建築関連78億9千4百万円(前期比25.9%減)となり、合計で前期と比べ52億8千5百万円減少し132億1千4百万円(前期比28.6%減)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連40.3%、建築関連59.7%であり、発注者別比率では、官公庁工事41.9%、民間工事58.1%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ11億4千5百万円増加し14億9千9百万円(前期比323.2%増)となりました。

経常利益は、前期に比べ11億5千9百万円増加し16億1千1百万円(前期比256.5%増)となりました。

当期純利益は、繰延税金資産の計上による法人税等調整額△1億9千7百万円の計上等により、前期に比べ10億2千7百万円増加し12億2千6百万円(前期比516.5%増)となりました。

② 部門別の事業の状況
(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	7,912	9,074	11,564	5,423
	建築関連	11,530	15,160	18,102	8,588
小 計		19,443	24,235	29,666	14,011
兼 業 事 業		—	454	454	—
合 計		19,443	24,689	30,121	14,011

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	7,839	7,771	10,291	5,319
	建築関連	10,660	11,774	14,540	7,894
小 計		18,499	19,546	24,832	13,214
兼 業 事 業		—	458	458	—
合 計		18,499	20,005	25,290	13,214

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の主なものは、社員寮新築133百万円であります。

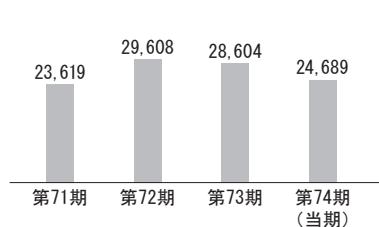
1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項目 \ 期別	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期(当期)
受注高(百万円)	23,619	29,608	28,604	24,689
売上高(百万円)	36,494	31,689	26,660	30,121
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,123	651	355	1,325
1株当たり当期純利益(円)	72.43	42.02	22.92	85.68
総資産(百万円)	28,488	25,199	25,837	26,781
純資産(百万円)	14,019	14,396	14,554	15,573

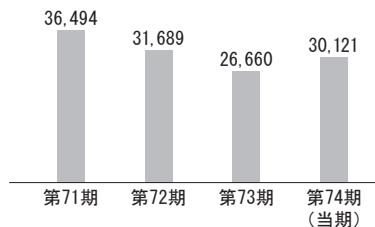
受注高

単位:百万円



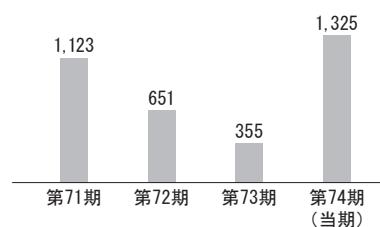
売上高

単位:百万円



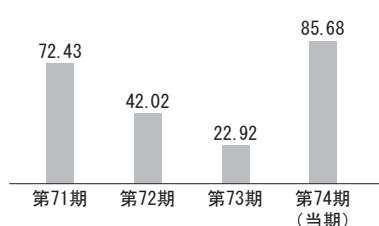
親会社株主に帰属する当期純利益

単位:百万円



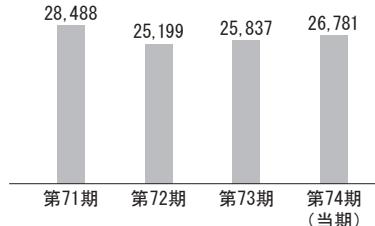
1株当たり当期純利益

単位:円



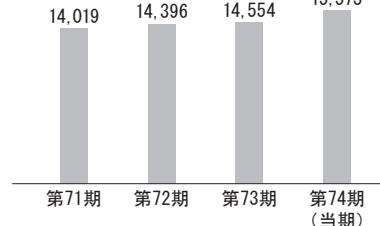
総資産

単位:百万円



純資産

単位:百万円

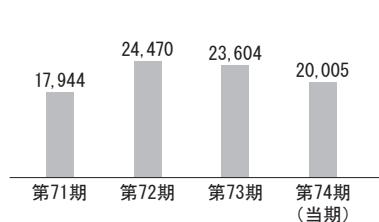


② 当社の状況

項目 \ 期別	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期(当期)
受注高(百万円)	17,944	24,470	23,604	20,005
売上高(百万円)	30,604	26,636	21,598	25,290
当期純利益(百万円)	987	540	198	1,226
1株当たり当期純利益(円)	63.67	34.85	12.82	79.24
総資産(百万円)	25,344	22,388	22,471	23,811
純資産(百万円)	12,295	12,561	12,563	13,482

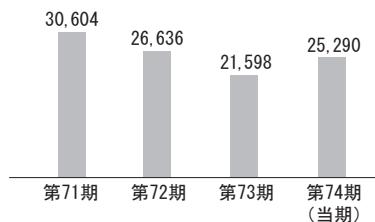
受注高

単位:百万円



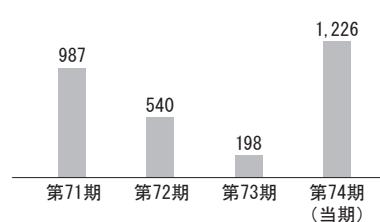
売上高

単位:百万円



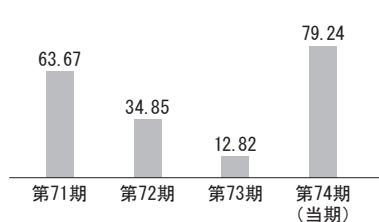
当期純利益

単位:百万円



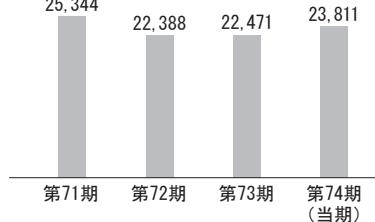
1株当たり当期純利益

単位:円



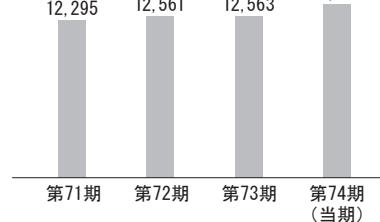
総資産

単位:百万円



純資産

単位:百万円



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による規制が徐々に緩和され、社会経済活動も緩やかに持ち直しが予想されますが、ウクライナ情勢などの地政学リスクに加え、資源価格の上昇、急激な円安の進行など、先行き不透明感が増しております。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移するものの、民間設備投資は原材料価格の高騰等もあり先送り傾向が見られ、また建設技術者・技能労働者の担い手確保、労務・原材料価格の上昇など、不透明な状況が続くものと予測されます。

このような状況の中、当社グループは「中期経営計画（2022.4～2025.3）」の以下の方針に基づき、計画の確実な遂行に最大限の努力を行ってまいります。

- ① 安定的な受注と適正利益の確保
 1. 重点取組案件の明確化
 2. 市場戦略の見直し
 3. 計画達成のための組織の再編
 4. 施工体制の再構築・営工連携の徹底
 5. アフターフォローの市場への対応
 6. グループ企業の収益力向上
- ② サステナビリティ経営の推進
 1. E S G 経営の実践
 2. 人材の確保と育成
 3. D X の推進
 4. 働き方改革の推進
 5. コーポレートガバナンスの強化

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-30）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（3）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業などを行っております。

（注）前橋機材センターは、2023年4月1日付で当社に吸収合併され解散いたしました。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市	栃 木 支 店	栃 木 県 小 山 市
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区	茨 城 支 店	茨 城 県 下 妻 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	東 北 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
さいたま支店	埼 玉 県 さいたま市		
子 会 社			
佐 田 道 路 (株)	群 馬 県 前 橋 市	彩 光 建 設 (株)	埼 玉 県 さいたま市
(株) 島 田 組	群 馬 県 桐 生 市	(株)前橋機材センター	群 馬 県 前 橋 市
(株)リフォーム群馬	群 馬 県 前 橋 市		

(注) (株)前橋機材センターは、2023年4月1日付で当社に吸収合併され解散いたしました。

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
450名	27名減	47.4才	21.8年

② 当社の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
358名	26名減	46.0才	23.5年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名 称	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
佐 田 道 路 株 式 会 社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株 式 会 社 島 田 組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株 式 会 社 リ フ ォ ム 群 馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩 光 建 設 株 式 会 社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等
株 式 会 社 前 橋 機 材 セ ン タ ー	100.0%	建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸等

(注) (株)前橋機材センターは、2023年4月1日付で当社に吸収合併され解散いたしました。

- ② 企業結合の経過
当連結会計年度において、子会社の異動はありません。
- ③ 企業結合の成果
「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社足利銀行	240百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社東和銀行	100百万円
株式会社群馬銀行	50百万円
三井住友信託銀行株式会社	20百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 15,307,331株（自己株式213,902株を除く）
 ③ 当事業年度末の株主数 4,775名（前期末比146名減）
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,114百株	7.9%
佐 田 建 設 従 業 員 持 株 会	7,640	5.0
立 花 証 券 株 式 会 社	7,500	4.9
齊 丸 千 代	7,473	4.9
佐 田 建 設 伸 佐 会 持 株 会	6,572	4.3
株 式 会 社 群 馬 銀 行	6,371	4.2
LGT BANK LTD. A/C M. S.	3,809	2.5
齊 丸 興 業 株 式 会 社	3,288	2.1
株 式 会 社 ヤ マ ト	3,222	2.1
東 京 石 灰 工 業 株 式 会 社	2,600	1.7

（注）持株比率は、自己株式（213,902株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 譲渡制限付株式報酬

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,000株	6名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 屋 三 幸	
取 締 役	中 村 和 夫	管理本部長
取 締 役	星 野 克 行	土木本部長
取 締 役	荒 井 清 彦	経営企画室長
取 締 役	中 尾 信 芳	建築本部長
取 締 役	狩 野 純 公	営業本部長
取 締 役	林 章	林章事務所 公認会計士・税理士 高崎信用金庫 社外監事
取 締 役	富 岡 政 明	特定社会保険労務士・行政書士 富岡労務管理事務所 代表社員
常 勤 監 査 役	渡 邊 秀 幸	
監 査 役	丸 山 和 貴	丸山弁護士法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役
監 査 役	木 部 和 雄	群馬県人事委員会委員 株式会社群馬銀行 相談役
監 査 役	増 田 順 一	増田順一税理士事務所 税理士

(注) 1. 当期中の取締役、監査役の異動

2022年6月24日開催の第73回定時株主総会において、狩野 純公氏は、新たに取締役に選任され就任し、赤石 和弘氏は、第73回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

2. 取締役林 章、富岡 政明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役富岡 政明、監査役丸山 和貴の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役木部 和雄氏は、企業経営についての豊富な経験および金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有するものであります。
6. 監査役増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	47 (6)	30 (4)	16 (1)	1 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18 (9)	14 (7)	3 (2)	- (-)	4 (3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき決議した株式数に割当決議前日の終値で計算した金額を記載しています。

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の事項

a. 決定方針の決定方法

2021年3月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しています。

b. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値向上を強く志向する体系およびインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した体系としています。

報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、原則、基本報酬のみとするが、業績連動報酬等を支給することができるものとしています。

c. 基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を総合的に勘案して決定しています。

d. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および報酬額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の業績達成度合いに応じた現金報酬額を取締役会で決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給しています。連結営業利益を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していることによるものです。

なお、当期の連結営業利益は、1,823百万円であり、これに応じた額を株主総会決議に基づき支給する予定です。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（譲渡制限期間30年、報酬枠年額3,600万円以内、交付する普通株式の上限として100,000株、割当決議時点の状況等を総合的に勘案）の付与を取締役会で決定し、一定の時期に支給しています。

種類別の報酬割合は、役位に応じて設定する年額の総報酬額を基礎に、上位の役位ほど業績連動報酬の割合を高く設定しています。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役社長 土屋三幸が、各取締役の基本報酬額および業績連動報酬等として各取締役の担当部門業績を踏まえた賞与の評価配分額を提示し、取締役会で決議しています。

取締役会は、社外取締役の意見も反映し監督機能を十分に果たさなければならぬものとしています。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を取締役会に諮り、報酬案に対する全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項
当社取締役および監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されています。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会最終時点の対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金 銭 報 酬	月額15百万円以内	2006年6月29日開催の第57回定時株主総会	9名
取締役 (社外取締役を除く)	株 式 報 酬	年額36百万円以内	2020年6月25日開催の第71回定時株主総会	6名
監査役	金 銭 報 酬	月額3百万円以内	2006年6月29日開催の第57回定時株主総会	3名

3-3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	林 章	林章事務所 公認会計士・税理士 高崎信用金庫 社外監事	当社との重要な取引関係はありません。
取締役	富岡 政明	富岡労務管理事務所 代表社員	当社との重要な取引関係はありません。
監査役	丸山 和貴	丸山弁護士法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。
監査役	木部 和雄	群馬県人事委員会委員 株式会社群馬銀行 相談役	当社は株式会社群馬銀行との定常的な銀行取引があります。
監査役	増田 順一	増田順一税理士事務所 税理士	当社との重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	林 章	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
取締役	富岡 政明	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	木部 和雄	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営から培った豊富な経験・見識等から、当社の企業統治等について発言を行っています。

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役林 章氏、富岡 政明氏および社外監査役丸山 和貴氏、木部 和雄氏、増田 順一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	2人	6百万円
社外監査役	3人	9百万円

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 氏名または名称

当社の会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

4-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	25百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、経営企画部に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部が内部監査を兼担する。経営企画部は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対して毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

経営企画部は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなさ

れ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、2001年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通常の取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。

- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営企画部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、経営企画部が当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,581	流動負債	9,689
現金預金	12,394	支払手形	2,350
受取手形	101	工事未払金	3,498
完成工事未収入金	8,600	買掛金	143
売掛金	102	短期借入金	250
未成工事支出金	15	1年内償還予定の社債	30
材料貯蔵品	81	未払法人税等	131
未収入金	243	未成工事受入金	1,031
その他	42	未払消費税等	281
		完成工事補償引当金	67
		賞与引当金	606
		役員賞与引当金	19
		工事損失引当金	213
		その他	421
固定資産	5,200	固定負債	1,518
有形固定資産	4,051	社債	730
建物・構築物	909	長期借入金	260
機械・運搬具	348	長期未払金	3
工具器具・備品	42	再評価に係る繰延税金負債	391
土地	2,705	退職給付に係る負債	99
その他	45	その他	33
無形固定資産	312	負債合計	11,207
ソフトウェア	25	(純資産の部)	
電話加入権	31	株主資本	14,725
その他	256	資本金	1,886
		資本剰余金	2,048
		利益剰余金	10,891
		自己株式	△100
投資その他の資産	836	その他の包括利益累計額	847
投資有価証券	429	その他有価証券評価差額金	△3
破産更生債権等	1	土地再評価差額金	851
繰延税金資産	345	純資産合計	15,573
その他	61	負債・純資産合計	26,781
貸倒引当金	△1		
資産合計	26,781		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	29,666	
兼業事業売上高	454	30,121
売 上 原 価		
完成工事原価	26,252	
兼業事業売上原価	401	26,653
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	3,414	
兼業事業総利益	53	3,467
販売費及び一般管理費		1,644
営業利益		1,823
営業外収益		
受取利息配当金	2	
その他営業外収益	26	28
営業外費用		
支払利息	6	
その他営業外費用	12	18
経常利益		1,833
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券償還益	14	15
特別損失		
固定資産売却損	0	0
税金等調整前当期純利益		1,847
法人税、住民税及び事業税	720	
法人税等調整額	△198	521
当期純利益		1,325
親会社株主に帰属する当期純利益		1,325

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
2022年4月1日残高	1,886	2,048	9,651	△ 2	13,583
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△201		△201
親会社株主に帰属する当期純利益			1,325		1,325
自己株式の取得				△99	△99
譲渡制限付株式報酬		0		1	1
土地再評価差額金の取崩			116		116
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	1,240	△98	1,142
2023年3月31日残高	1,886	2,048	10,891	△100	14,725

	その他の包括利益累計額			純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2022年4月1日残高	3	967	971	14,554
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△201
親会社株主に帰属する当期純利益				1,325
自己株式の取得				△99
譲渡制限付株式報酬				1
土地再評価差額金の取崩				116
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△6	△116	△123	△123
連結会計年度中の変動額合計	△6	△116	△123	1,019
2023年3月31日残高	△3	851	847	15,573

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,422	流動負債	8,930
現金預金	9,851	支払手形	2,350
受取手形	38	工事未払金	3,141
完成工事未収入金	8,120	買掛金	122
売成工事掛支出金	129	短期借入金	250
材料貯蔵品	15	1年内償還予定の社債	30
未収入金	16	未払払人税等	72
未収入の他	203	未成工事受入金	589
	47	未払消費税等	919
		完成工事補償引当金	251
		賞与引当金	65
		役員賞与引当金	514
		工事損失引当金	19
		その他	213
			388
固定資産	5,389	固定負債	1,398
有形固定資産	3,725	社債	730
建物・構築物	890	長期借入金	260
機械器具	237	長期未払金	3
土器具・備品	42	再評価に係る繰延税金負債	391
土地	2,539	その他	12
その他	15	負債合計	10,328
無形固定資産	210	(純資産の部)	
ソフトウェア	25	株主資本	12,634
電話加入権	29	資本金	1,886
その他	155	資本剰余金	2,006
		資本準備金	1,940
投資その他の資産	1,453	その他資本剰余金	65
投資有価証券	428	利益剰余金	8,843
関係会社株	657	その他利益剰余金	8,843
長期貸付金	20	繰越利益剰余金	8,843
繰延税金資産	305	自己株	△100
その他	42	評価・換算差額等	847
		その他有価証券評価差額金	△3
		土地再評価差額金	851
資産合計	23,811	純資産合計	13,482
		負債・純資産合計	23,811

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	24,832	
兼業事業売上高	458	25,290
売 上 原 価		
完成工事原価	22,084	
兼業事業売上原価	421	22,505
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,747	
兼業事業総利益	37	2,784
販売費及び一般管理費		1,285
営業利益		1,499
営業外収益		
受取利息配当金	92	
その他の営業外収益	36	128
営業外費用		
支払利息	5	
その他の営業外費用	11	16
経常利益		1,611
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券償還益	14	15
特別損失		
固定資産売却損	0	0
税引前当期純利益		1,626
法人税、住民税及び事業税	597	
法人税等調整額	△197	399
当期純利益		1,226

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2022年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,006	7,702	7,702
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△201	△201
当期純利益					1,226	1,226
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬			0	0		
土地再評価差額金の取崩					116	116
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計			0	0	1,140	1,140
2023年3月31日残高	1,886	1,940	65	2,006	8,843	8,843

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 額	地 価 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2022年4月1日残高	△ 2	11,592	3	967	971	12,563
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△201				△201
当期純利益		1,226				1,226
自己株式の取得	△99	△99				△99
譲渡制限付株式報酬	1	1				1
土地再評価差額金の取崩		116				116
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			△6	△116	△123	△123
事業年度中の変動額合計	△98	1,042	△6	△116	△123	919
2023年3月31日残高	△100	12,634	△3	851	847	13,482

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	渡	邊	秀	幸	印
社外監査役	丸	山	和	貴	印
社外監査役	木	部	和	雄	印
社外監査役	増	田	順	一	印

以上

